

(消費税法施行規則の一部改正)

第六条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

(法人の消費税申告書の提出期限を延長する旨の届出書等の記載事項)

第二十三条の二 法第四十五条の二第一項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 省 略

二 事業年度の開始及び終了の日

三 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けようとする最初の課税期間の初日及び末日の年月日

四 省 略

2 法第四十五条の二第三項に規定する同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 省 略

二 事業年度の開始及び終了の日

三 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日及び末日の年月日

四 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日及び末日の年月日

五 省 略

3 省 略

(申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例)

第二十三条の三 法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合における第五条第一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四、第十条の六第一項、第十六条、第十九条並びに第二十六条の七第

(法人の消費税申告書の提出期限を延長する旨の届出書等の記載事項)

第二十三条の二 法第四十五条の二第一項又は第二項に規定する延長届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 同 上

二 届出者が法人税法第十二条第十二号の六の七(定義)に規定する連結親法人又は同条第十二号の七に規定する連結子法人である場合においては、その旨

三 事業年度又は連結事業年度(法人税法第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。次項第二号において同じ。)の開始及び終了の日

四 法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする最初の課税期間の初日及び末日の年月日

五 同 上

2 法第四十五条の二第三項に規定する同条第一項又は第二項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 同 上

二 事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日

三 法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日及び末日の年月日

四 法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日及び末日の年月日

五 同 上

3 同 上

(申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例)

第二十三条の三 法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合における第五条第一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四、第十条の六第一項、第十六条、第十九条並びに第二十

一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。以下この条において同じ。）」と、第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。）」とする。

六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。以下この条において同じ。）」と、第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。）」とする。